

新奇害虫「ビワキジラミ」の生態解明と初動対策

ビワ果実に「すす症」被害を生じさせる「ビワキジラミ」は、5～7月成虫が、晩秋～春にかけては幼虫が、それぞれ発生する。成虫が多い5～6月に発生状況を確認し、発生園では蕾がふくらみ始める11月頃と翌春の袋かけ前（3～4月頃）にそれぞれ薬剤散布を徹底すると、被害を抑制できる。

内容

2014年に徳島県で初確認された新奇害虫「ビワキジラミ」が、2017年に淡路島のビワ園で確認された。本種は、「すす症」を生じさせ、果実の商品価値を損ねる（写真）。2019年5月に島内における発生状況を調べたところ、発生量に差はあるものの、島内のほぼ全域で発生が確認された。本種は新奇害虫であり、生態解明が必要なことから、発生場所と年間の発生量を調査した。

見とり調査では、本種成虫は、一年中ビワ樹（葉裏・新芽）で過ごし、5～7月に発生量が多かった（図）。幼虫は、夏にいなくなるが、秋から春にかけて花蕾の隙間等で増え、6月の「すす症」につながると考えられた（図）。この他、たたき落とし調査（枝をたたいて落下した虫数を数える）、粘着板調査（黄色の粘着シートを枝と枝の間に吊るし、誘殺虫数を数える）も実施し、見とり調査

と同様の調査結果が得られた（データ省略）。これら調査法を取り入れることで、簡易に園ごとの発生状況が把握できる。また、淡路農業技術センターのビワ園にて、展着剤を加え、蕾がふくらみ始める11月頃に、本種が生息している花蕾を中心に殺虫剤を散布し、翌春3～4月頃の袋掛け前に2回目の防除を実施することで、被害が抑制できることを確認した。

初動対策として、成虫の多い5～6月に、たたき落とし調査等で発生の有無を確認し、発生園では上記2回の薬剤防除を徹底することで、「すす症」の被害を抑えることができる。

今後の方針

農業改良普及センター等、関係機関との連携を強化し、薬剤以外の防除法も併せて検討することで、防除対策の早期確立を目指す。

田中 雅也（病害虫部）

（問い合わせ先 電話：0790-47-1222）

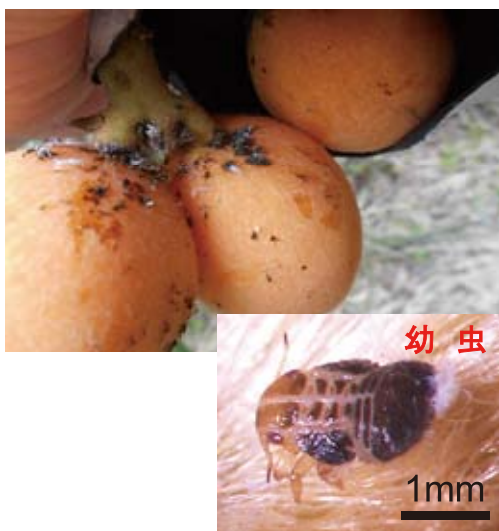


写真 ビワキジラミ幼虫と被害果（すす症）

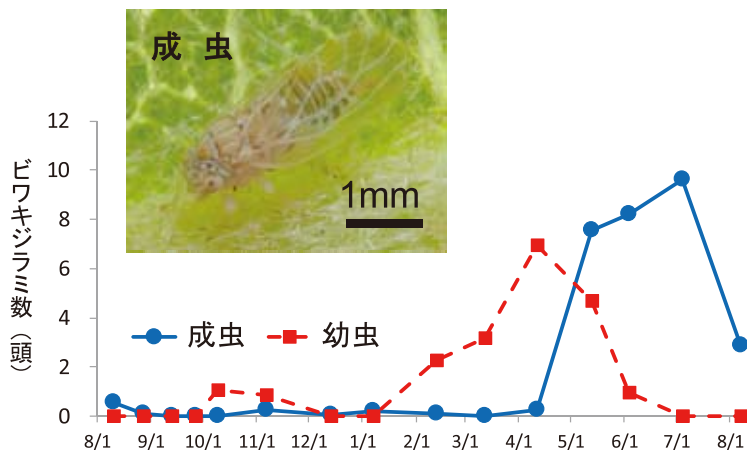


図 ビワキジラミの年間発生推移（見とり調査）